

# 藤田医科大学における公正な研究の推進に関する規程

平成27年規程第2号

施行 平成27年2月1日

改正 令和3年9月1日

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、藤田医科大学（以下、本学という）における公正な研究を促進するために必要な事項を定め、不正使用及び不正行為を防止し、その適正な管理を図るとともに、適切かつ円滑な運営に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「研究費」とは、公募型の研究費資金、私学助成等の基盤的経費その他の文部科学省の予算措置資金、奨学寄附金、委託費等を財源として本学で扱うすべての研究に関する経費をいう。

2. この規程において「研究者等」とは、本学の教職員その他の本学の研究費の運営及び管理に関わるすべての者をいう。

3. この規程において「不正使用」とは、架空請求に係る業者への預け金、実体を伴わない旅費、給与又は謝金の請求等、虚偽の申告によって本学の規程及び法令等に違反した研究費の使用をいう。

4. この規程において「不正行為」とは、研究者等が研究活動を行う場合における、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、次の各号に掲げる研究者倫理に背馳する行為をいう。

#### (1) 捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること

#### (2) 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること

#### (3) 盗用

他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること

#### (4) 論文の二重投稿

他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること

#### (5) 不適切なオーサーシップ

論文著作者が適正に公表されないこと

5. 第3項の「不正使用」及び第4項の「不正行為」を総じて不正という。

### (法令等の遵守)

第3条 研究者等は、研究費の取扱いについては、関係法令及び交付等の際の条件、学校法人藤田学園（以下、当学園という）の策定する諸規程、別に定める公的研究費使用に

関する事務の手引きを遵守しなければならない。

(研究データの保存等)

第4条 研究者は、適切な保存方法により一定期間研究データを保存し、必要に応じて当該研究データを開示しなければならない。

2. 研究データの保存、開示等に関し必要な事項は、別に定める。

## 第2章 研究費の管理責任者

(最高管理責任者)

第5条 本学に、研究費の運営及び管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2. 最高管理責任者は、不正使用防止対策の基本方針（以下、基本方針という）を策定及び周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。

3. 最高管理責任者は、次条に規定する統括管理責任者及び第7条に規定するコンプライアンス推進責任者が研究費の適切な運営及び管理を行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第6条 本学に、最高管理責任者を補佐し、研究費の運営及び管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を有する者として統括管理責任者を置き、研究を担当する副学長又は学長補佐をもって充てる。

2. 統括管理責任者は、不正使用防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針に基づき、大学全体の具体的な対策を策定し、コンプライアンス推進責任者に対策の実施を指示するとともに、当該実施状況を確認し、最高管理責任者に対し、定期的に報告しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者)

第7条 部局等における研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を有する者としてコンプライアンス推進責任者を置き、当該部局等の長をもって充てる。

2. コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に掲げる業務を行わなければならない。

(1) 自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、定期的に統括管理責任者へ報告すること

(2) 不正使用の防止を図るため、部局内の研究者等に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督すること

(3) 研究者等が適切に研究費の管理、執行等を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること

(コンプライアンス推進副責任者)

第8条 コンプライアンス推進責任者を補佐し、その役割の実効性を確保するためにコンプライアンス推進副責任者を置き、次の各号に掲げる者をこれに充てる。

- (1) 医学部においては、教授。ただし、講座内に複数の教授がいる場合は、主任教授とする。
- (2) 医療科学部においては、医療科学部長が指名する者で学科毎に1名
- (3) 保健衛生学部においては、保健衛生学部長が指名する者で学科毎に1名
- (4) 大学院においては、各研究科教授
- (5) 総合医科学研究所においては、各部門教授
- (6) その他の組織は、部局長が指名する者で部局毎に1名
- (7) 大学事務部長及び研究支援推進本部事務部長

### 第3章 研究活動の教育責任者

(研究倫理教育責任者)

第9条 部局等において、研究者等に求められる倫理規範を修得等させるための教育を行う者として研究倫理教育責任者を置き、当該部局等の長をもって充てる。

2. 研究倫理教育責任者は、研究者等に対して研究者の基本的責任や研究活動に対する姿勢などの行動規範や、研究活動に関して守るべき作法についての知識技術を修得・習熟させる。

### 第4章 適正な運営及び管理のための環境整備

(経理事務)

第10条 研究費に係る契約、旅費支給、給与及び謝金支給等に関する取扱いは、別に定めのある場合のほか、当学園の諸規程、公的研究費使用に関する事務の手引きにより取り扱う。

(研究費の使用に関する相談窓口)

第11条 研究費の使用に係る事務処理手続及び使用ルール等に関する学内外からの相談に迅速かつ適切に対応するため、相談を受け付ける窓口を研究支援推進本部事務部研究費管理課に設置する。

(防止計画推進部署)

第12条 研究支援推進本部事務部研究支援課を、不正防止計画を推進するための部署（以下、防止計画推進部署という）とする。

### 第5章 教職員の意識向上

(行動規範)

第13条 防止計画推進部署は、不正を防止するため、本学の研究者等の行動規範を策定する。

(不正防止計画の策定等)

第14条 防止計画推進部署は、不正防止計画を策定し、これに基づく業務の推進及び管理を行う。

(研修会等)

第15条 防止計画推進部署は、不正を防止するため、定期的にコンプライアンス教育及び研究倫理教育等に係る研修会や、e-learning講習の開催、その他の適当な方法により研究者等の規範意識の向上を図る。

2. 本学において研究活動を行うすべての研究者等は、前項に定めるとおり研修会等を受講しなければならない。ただし、本学を本務としない研究者等は、本務の研究機関等で受講したことを確認できる書類を提出した場合に限り、受講したものとみなす。

(使用ルール等の理解度の確認)

第16条 防止計画推進部署は、不正使用を防止する観点から、研究者等に対し研究費の使用ルール等に関する理解度の調査を実施する。

2. 防止計画推進部署は、その結果について問題があると認める場合は必要な措置を講ずる。

(不正使用防止に向けた措置)

第17条 防止計画推進部署は、不正使用の防止に向けた取組みの状況を本学の公式ホームページ等で公表するとともに、その施策を確実に継続的に推進する。

(誓約書の提出)

第18条 本学において研究活動を行う研究者等は、コンプライアンス研修会参加とともに、次の各号に掲げる事項を含む誓約書を提出しなければならない。

(1) 当学園及び配分機関の諸規程を遵守すること

(2) 不正を行わないこと

(3) 規則等に違反して不正を行った場合、配分機関や本学からの処分を講じられても異議がないこと、及び法的な責任を負担すること

2. 誓約書を提出しない研究者等は、本学におけるすべての研究費の運営・管理に関わることができない。

## 第6章 不正に係る告発受付窓口、調査等

(告発受付窓口)

第19条 不正（その疑いがあるものを含む。次条において同じ）に関する通報、告発等及

び通報等に関する相談を受け付けるための窓口（以下、受付窓口という）を、法人本部監査室に設置する。

（不正に関する報告）

第20条 受付窓口は、不正に関する通報、情報提供があった場合には、速やかに最高管理責任者にその旨を報告しなければならない。

（調査委員会）

第21条 不正又は不正の疑いがある事案が生じ、最高管理責任者が調査を必要と判断した場合は、藤田医科大学における研究費の不正使用に係る調査等に関する規程（平成27年規程第3号）又は藤田医科大学での研究活動における不正行為に係る調査等に関する規程（平成27年規程第4号）に基づいて調査委員会を設置して、必要な調査を行う。

2. 前項の定めによる調査の結果、不正があったと認められた者については、原則として、学校法人藤田学園就業規則（昭和41年規程第1号）に則り懲戒処分を行い、氏名等の公表を行う。
3. 各責任者において、管理監督の責任が十分に果たされず、結果的に不正を招いた場合には、前項に準じて取扱う。

## 第7章 研究費の適正な運営及び管理

（執行状況の確認等）

第22条 コンプライアンス推進副責任者は、随時研究費の執行状況を確認し、著しく執行が遅れていると認める場合は、研究者等に対し、当該理由を確認の上、必要に応じて改善を指導しなければならない。

2. コンプライアンス推進副責任者は、執行の遅れが研究計画の遂行上問題があると判断された場合は、研究者等に対し、遅滞なく繰越制度の活用、配分機関等への返還等を含めた改善策を示すものとする。

（発注段階での財源の特定）

第23条 研究者等は、研究費の執行状況を的確に把握するため、発注時に支出財源を特定しなければならない。

（事業者との癒着防止）

第24条 発注又は契約する際は、藤田学園調達規程（平成28年規程第1号。以下、調達規程という）及び公的研究費使用に関する事務の手引き（以下、併せて調達規程等という）の定めにより行う。

2. 不正な取引に関与した事業者に対しては、損害賠償の請求、取引停止及び解除、その他必要な処分を行う。
3. 本学における不正対策に関する方針を事業者に対し周知し、誓約書の提出を求める。なお、誓約書の提出を求める事業者の範囲については、別に定める。

(検収業務等)

- 第25条 研究活動に関する物品購入に伴う検収業務については、調達規程等の定めにより納品検収センターが行うものとし、研究者本人が直接物品の購入等契約を行い、納品された場合は、速やかに納品検収センターによる納品事実の確認を受けなければならない。
2. 研究補助員の雇用により研究協力を得る場合は、防止計画推進部署の職員が勤務状況等を確認しなければならない。

(出張の確認)

- 第26条 研究遂行上必要となる出張については、あらかじめ所属長の承認を得なければならない。
2. 出張後は、出張報告書及び出張の事実を証明するものを提出しなければならない。

## 第8章 モニタリング等

(監査制度)

- 第27条 法人本部監査室は、研究費の適正な管理のため、最高管理責任者の指示のもと、研究費の監査を行う。

(監査権限)

- 第28条 法人本部監査室は、被監査研究者及び当該研究費を所管する事務担当者（以下、被監査研究者等という）に対して、必要な帳票類の提出、閲覧及び被監査研究者等の関係者から説明を求めることができる。

(監査報告)

- 第29条 法人本部監査室は、研究費の監査結果について監査報告書を作成し、最高管理責任者に対し報告する。
2. 最高管理責任者は監査報告書の内容を確認し、必要に応じて是正又は改善を指示する。

(不正防止の推進体制)

- 第30条 監事、会計監査人、法人本部監査室及び防止計画推進部署は、連携して研究費不正使用の防止を推進する体制について検証するとともに、それぞれの視点から、不正発生要因や監査の重点項目について情報や意見の交換を行い、効率的な監査を実施できるようにする。

## 第9章 その他

(雑則)

- 第31条 この規程に定めるもののほか、研究費の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(改正)

第32条 この規程の改正は、常務会の決議による。

附則

1. この規程は、平成27年2月1日から施行する。
2. 平成27年11月1日一部改正
3. 平成28年1月1日一部改正
4. 平成29年4月1日一部改正
5. 平成30年10月10日一部改正
6. 平成31年4月1日一部改正
7. 令和3年9月1日一部改正